

質 問 回 答 書

三宅町地域人権学習事業「学習支援」について、次の項目を回答いたします。

質問項目	質問内容	回答
1. 突然の事業中止声明について	当初、5月27日に町ホームページにおいて地域人権学習事業「学習支援」の公募開始がされスケジュールが示されました。それによれば6月下旬には契約締結、事業開始の予定でしたが、突然6月6日に三宅町長名による「学習支援」事業の実施を中止するとの声明が町ホームページに掲載されました。何故、突然中止になったのか、三宅町は町民や議会、あるいは公募者に対して公表する責任があると考えますが如何ですか？	5月27日に公募を開始した三宅町地域人権学習事業「学習支援」プロポーザルについて、仕様書及び事業内容の見直しが必要となったため。
2. 事業実施の遅れについて	その後、改めて7月3日に公募開始が町ホームページにて公表。そのスケジュールによると、7月下旬に契約・事業スタート当初と比べて1カ月以上遅れることになり、開始が夏休み期間中でもあることを考えると、中学生への周知など極めて困難な事態を招いています。常日頃、子どもファーストを掲げる三宅町ですが、「学習支援」事業がいつ開始されるか分からない中学生の不安な姿を想像して、この事業にあたっているのかを振り返り、反省が必要だと考えますが如何でしょうか？	本プロポーザルに関する質問ではありません。
	この6月、昨年「人権学習事業」に参加していた一部の中学生より「今年は学習支援がないのか？受験が心配だしやってほしい」との声が私たちに届けられました。いつ学習支援事業が再開されるのか分からない中、不安の声を届けてきた中学生たちの信頼に応えるために、昨年度ボランティアで講師に来ていた有志が呼びかけ、6月12日より毎週木曜日あざさ苑で開始していることを付言しておきます。	本プロポーザルに関する質問ではありません。

仕様書 7 事業実施にあたっての注意事項	「事業実施にあたっては町内公共施設が公の施設であることを認識し、全ての利用者において公平性を確保するとともに、適切な運営をおこなうこと。」とありますが、どういう意味かよく分かりません。具体の事例を挙げて説明願いたい。	実施場所については仕様書に記載のとおり、三宅町交流まちづくりセンターMi iMo等の公共施設を主とするため、正当な理由がない限り、事業への参加を拒まないよう留意すること。あわせて、個人宅や事業所等で実施しないこと。
------------------------------------	---	--